

令和7年度「おきなわ SDGs プラットフォーム運営業務」 企画提案公募要領

1 趣旨・目的

本業務では、「おきなわ SDGs プラットフォーム」の運営、「おきなわ SDGs パートナー登録制度」及び「おきなわ SDGs 認証制度」に関する登録認証業務等を県との役割分担のもと共同で実施することで、SDGs の目標達成と地域課題の解決に向け、県民、企業・団体等の多様な主体の参画と連携を促進し、県内における SDGs 推進に向けた取組を強化することを目的とする。

2 委託業務の内容

- (1) 業 務 名：令和7年度「おきなわ SDGs プラットフォーム運営業務」
- (2) 事業期間：契約締結の日から令和8年3月31日まで
- (3) 内 容：(※「仕様書」参照)

3 応募資格

次の要件を全て満たす法人、又は複数の法人からなる共同事業体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

※参考：地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）抜粋
（一般競争入札の参加者の資格）
第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 自己又は自社の役員等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。以下の要件については、資格確認のため、沖縄警察本部に照会する場合がある。
 - ①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ②暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ④自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - ⑤暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

- ⑥暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑦暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (4) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
- (5) 沖縄県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札への参加停止の処分を受けていないこと。
- (6) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (7) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (8) 労働関係法令を遵守していること。
- (9) 沖縄県内に本店又は支店を有する法人であり、担当者を配置するなど、業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有する者であること。
- (10) 今回の委託業務を遂行するために必要な経営基盤を有する者であること。
- (11) 今回の委託業務を遂行するために必要な知識及び実績等を有する者であること。
- (12) 共同事業体で実施する場合は以下の要件を満たすこと。
 - ①共同事業体を代表する法人が応募を行うこと。
 - ②共同事業体を構成する全ての法人において、事業を円滑に推進する能力を有する1名以上の主たる担当者を割り当てること。
 - ③全ての構成員が上記の応募資格（1）から（8）までの要件を満たし、構成員のいずれかが応募資格（9）を満たし、代表する法人が上記の応募資格（10）及び（11）までの要件を満たすこと。
 - ④共同事業体の構成員は、当事業に応募する他の共同事業体の構成員となることはできない。

4 令和7年度委託料の提案上限額及び積算見積

令和7年度の当該業務に係る委託料の提案上限額は、36,949,000円（消費税及び地方消費税（10%）を含む）とする。ただし、この金額は企画提案のために設定したものであり、必ずしも契約金額とはならない。

企画提案にあたっては提案上限額の範囲内で見積りをおこない、概ね次の項目に区分して作成し、単価、内訳及び金額の根拠等を記載すること。

①直接人件費

- ア おきなわ SDGs プラットフォームの運営
- イ おきなわ SDGs パートナー登録制度の運用支援
- ウ おきなわ SDGs 認証制度の運用支援
- エ プロジェクトチームの募集・支援

②直接経費

- ア 謝金
- イ 旅費

- ウ 消耗品費
 - エ 使用料及び賃借料
 - オ 印刷製本費
 - カ 通信運搬費
 - キ その他経費
- ③再委託費
 - ④一般管理費（①＋②）×10%以内
 - ⑤消費税(10%)

5 スケジュール

スケジュールは以下を想定しておりますが、事情に応じて変更する場合があります。

- | | |
|---------------|----------------------|
| (1) 企画提案書提出期限 | 令和7年3月17日（月） 17時（必着） |
| (3) 審査（書面審査） | 令和7年3月下旬 頃（予定） |
| (4) 結果通知 | 令和7年3月下旬 頃（予定） |
| (5) 契約 | 令和7年4月上旬 頃（予定） |

6 企画提案書等の提出

（1）企画提案にあたっては、以下の書類を作成し提出すること。

- ① 企画提案応募申請書【様式1】
- ② 企画提案書【様式2】
- ③ 会社概要書【様式3】 ※直近3期分の決算書及びパンフレットも添付すること
- ④ 誓約書【様式4】
- ⑤ 共同事業体協定書（※共同事業体のみ）

※共同事業体の場合、「③会社概要書」「④誓約書」については、構成員毎に作成し、提出すること。

（2）提出方法

企画提案書等の提出は、以下のとおり、持参または郵送により受け付ける。郵送は書留郵便等、記録が残る方法で行うものとし、提出期限内に到着するよう送付すること。

- ① 提出期限：令和7年3月17日（月）17:00 ※必着
- ② 提出場所：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
沖縄県企画部 企画調整課 SDGs推進室（県庁7階）
E-mail: aa010006@pref.okinawa.lg.jp

③提出部数

（1）で示した書類を紙で1部ずつフラットファイル（A4縦）に綴って、合計7部提出すること（正1部、コピー6部）※製本しない・ステイプル不要

7 質疑応答

質問は、質問書【様式5】によりメールにて受け付ける。（電話は不可）

（1）質問書送付先

沖縄県企画部 企画調整課 SDGs 推進室 宛

※メール件名の冒頭に【SDGs 推進室宛】を記載して送付すること。

E-mail: aa010006@pref.okinawa.lg.jp

（2）回答方法：質問事項に対する回答は、企画調整課ホームページに随時掲載する。

（3）受付期間：令和7年2月28日（金）から令和7年3月10日（月）

8 企画提案の審査（書面審査）

沖縄県に設置する選定委員会において、提案内容等について、審査基準に沿って審査を行い、最も優れた提案者を選定する。

9 審査基準

- （1）事業の趣旨・目的に沿った提案であるか
- （2）当該委託業務の遂行に有効な、具体的で実現性が高く優れた手法が提案されているか
- （3）当該委託業務を遂行できる能力・体制を有しているか
- （4）当該委託業務の遂行に資する実績があるか
- （5）合理的なスケジュールが提案され、予算の範囲内で適切に経費が見積もられているか

10 委託契約

最も優れた企画を提案した者を第一位入選者とする。沖縄県は、原則として第一位入選者と委託内容について協議を行い、委託契約を締結する。

ただし、第一位入選者との間で、委託に関して必要な協議が合意に至らなかった場合には、次順位以降の者を繰り上げて、その者と契約を締結するものとする。

11 その他

- （1）書類提出等にあたり使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- （2）今回の公募は委託契約候補者を選定するものであり契約締結を保証するものではない。
- （3）事業の実施にあたっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容全ての実施を保証するものではない。
- （4）当該提案に関する経費（参加申込書及び企画提案書の作成や提出に係る経費等）は提案者の負担とし、提出物は返却しない。
- （5）1事業者（又は1共同事業体）につき、企画提案は1件とする。
- （6）提出された企画提案書・審査内容・審査経過については公表しない。
- （7）委託業務の実施により取得した著作権等については、沖縄県に帰属する。
- （8）支払いについては原則精算払いとする。
- （9）当該提案に係る提出書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、選定の取消、委託契約の破棄、委託費の返還等の措置をとることがある。

- (10) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

※沖縄県財務規則

(契約保証金)

第 101 条 令第 167 条の 16 第 1 項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額）の 100 分の 10 以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。
- (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (11) 資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
- (12) 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (13) 令第 167 条の第 2 第 1 項第 5 号に掲げる場合に該当する随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

12 お問い合わせ先

〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎 1-2-2（県庁 7 階）

沖縄県企画部 企画調整課 SDGs 推進室 担当：仁科、仲村

TEL: 098-866-2026

E-mail: aa010006@pref.okinawa.lg.jp